

忠岡町クリーンセンター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

募集要項
【たたき台案】

平成30年8月

忠岡町

1. 事業名称

忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

2. 事業実施場所

大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号

3. 事業概要

本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

1) 施設概要

施設規模：30 t /日（24時間連続運転）

処理方式：流動床方式

2) 事業期間

事業期間：基本契約締結日（平成31年1月）から平成 年 月 日まで

事業期間の内訳は以下のとおりである。

(1) 基幹的設備改良工事期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

(2) 長期包括運営事業期間

運営準備期間：運營業務委託契約締結の日から平成31年3月31日まで

運営事業期間：平成31年4月1日から平成 年 月 日まで

3) 契約の形態

忠岡町（以下「本町」という。）は、基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業を民間事業者に一括して行わせるために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を優先交渉権者と締結する。

また、本町は基本契約に基づき、「基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約」（以下「建設工事請負契約」という。）を建設工事請負事業者と締結する。

さらに、本町は基本契約に基づき、「長期包括運営事業に係る運營業務委託契約」（以下「運營業務委託契約」という。）を運営事業者と締結する。

4) 受注者の選定方法

本事業の受注者は、「公募型プロポーザル方式」にて価格面と技術面の双方から選定するものとする。選定に際しては、忠岡町クリーンセンター整備運営委員会にて審査を行うものとし、非公開にて実施する。

4. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

5. 事業スケジュール（予定）

(1) プロポーザル公告	平成 30 年 8 月 1 日（水）
(2) 募集要項等の公表	平成 30 年 8 月 1 日（水）
(3) 募集要項等に関する質問の受付締切	平成 30 年 8 月 15 日（水）
(4) 募集要項等に関する質問に対する回答	平成 30 年 8 月 28 日（火）
(5) 参加資格審査申請書の受付開始	平成 30 年 8 月 29 日（水）
(6) 参加資格審査申請書の受付締切	平成 30 年 9 月 14 日（金）
(7) 参加資格審査申請書の審査	平成 30 年 10 月 5 日（金）まで
(8) 参加資格審査結果の通知	平成 30 年 10 月 10 日（水）
(9) 提案書の受付開始	平成 30 年 10 月 22 日（月）
(10) 提案書の受付締切	平成 30 年 11 月 2 日（金）
(11) 応募者へのヒアリング	平成 30 年 11 月中旬
(12) 提案書・参考見積書の審査	平成 30 年 11 月 22 日（木）まで
(13) 最優秀提案の選定	平成 30 年 11 月下旬
(14) 優先交渉権者の決定	平成 30 年 12 月 3 日（月）
(15) 審査結果の公表	平成 30 年 12 月 3 日（月）
(16) 契約協議	平成 30 年 12 月下旬
(17) 基本契約の締結	平成 31 年 1 月下旬
(18) 建設工事請負契約の締結	平成 31 年 1 月下旬
(19) 運營業務委託契約の締結	平成 31 年 1 月下旬
(20) 基幹的設備改良工事着手	平成 31 年 4 月上旬
(21) 長期包括運營業業の準備	平成 31 年 2 月上旬
(22) 長期包括運營業業の開始	平成 31 年 4 月 1 日
(23) 改良工事の完工	平成 33 年 3 月 31 日
(24) 契約終了	平成 年 月 日

6. 応募者に関する条件

1) 参加資格

応募者は、単独の応募企業または複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、構成する構成員は下記（1）～（9）に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 応募者は、募集要項において公表する要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。また、長期包括運営事業の実施にあたり特別目的会社を設立することができる。
- (2) 応募グループにあつては、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、「共同企業体運用準則（昭和 62 年建設省中建審発第 12 号）」に基づき結成するものとし、代表企業は応募グループ内の最大出資者（出資比率 50%以上）であること。
- (3) 応募者は、基幹的設備改良工事、長期包括運営事業のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。
- (4) 応募者は、応募にあたり、応募企業、応募グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (5) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本町が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めない。
- (7) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条 7 第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する応募企業又は応募グループは、他の応募企業又は応募グループにはなれない。
- (8) 応募者（応募グループの場合は代表企業）は、次の条件を満たすものであること。
○建設業法に基づく経営事項審査に係る清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上である企業
- (9) 応募者は次の全ての個別要件を満たすものであること。応募グループの場合は、基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業に係る各役割を担う構成企業が、該当する個別要件を満たすものであること。

【工事補修】

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
- 平成 29 年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物（ごみ）の焼却炉（流動床方式）の新設工事の元請けとしての竣工実績を有する企業もしくは実績を継承している関連子会社。

【土木建築】

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

【運転管理】

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があつた前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

○地方公共団体（日本国内）の全連続燃焼式の流動床方式の焼却炉をもつ一般廃棄物処理施設において、平成30年4月1日時点で継続して5年（60ヶ月）以上の長期包括運営事業による運営管理を受託した実績を有していること。

※長期継続契約等により、現在履行中の業務であっても平成30年4月1日までの間に5年（60ヶ月）以上連続して履行している場合は、上記内容を満たすものとする。

※同一施設で5年（60ヶ月）以上連続して履行していれば、複数の契約でも可とする。

7. 応募者の制限

応募企業又は応募グループを構成する構成員は、下記（1）～（6）に該当する場合、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない事業者。
- (2) 本事業の参加申込書の受付開始日から優先交渉権者の決定日までの期間に指名停止措置を受けている事業者。
- (3) 旧商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者。
- (4) 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税を滞納している事業者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない事業者。

8. 応募に関する留意事項

1) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 参加資格の確認

応募者は、参加資格の確認を受けなければならない。

3) 費用負担

企画提案に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4) 著作権

企画提出書等に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとする。

5) 特許権等

企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

6) 企画提案書の取り扱い等

- (1) 同一の応募者が複数の提案を行うことはできないものとする。
- (2) 提出書類の変更及び返却はできないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、本事業者選定以外の目的には使用しないものとする。

7) 応募者が1社の場合の取り扱い

応募者が1社であった場合も、評価基準に従い企画提案の審査を行うものとする。

8) 参加資格の喪失

- (1) プロポーザル公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者（構成員及び協力企業も含む）によって本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った応募者の参加資格を取り消す。
- (2) プロポーザル公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者（応募企業又は応募グループの構成員）が、本募集要項3ページに示す「7. 応募者の資格」に掲げる参加資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

9) プロポーザルの中止、延期など

本町が必要と認めたときは、プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。この場合、本町及び応募者は、各自の費用を自己負担するものとし、応募者は、本町に対して、損害賠償請求をすることはできない。

10) プロポーザルの無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。

- (1) プロポーザルに参加する資格のない者のした応募
- (2) 提案書、見積書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- (3) 見積書記載の金額、氏名その他の事項を確認できないもの
- (4) 見積書記載の金額を加除訂正したもの
- (5) 見積書記載の提案金額が予算額を超えているもの
- (6) 委任状の提出がない代理人の行った企画提案
- (7) 共謀結託したと認められる者の行った企画提案
- (8) その他プロポーザルの実施条件に違反したとき

11) 優先交渉権者の失格

優先交渉権者（複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者）が、本町議会の議決を経て基本契約の本契約を締結するまでに、本町から入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本町は、建設工事請負契約（仮契約を含む。）及び運營業務委託契約を締結せず、基本契約を含めて締結済みの建設工事請負契約及び運營業務委託契約については解除できることとする。

12) その他

募集要項等に定めるもののほか、企画提案に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知するものとする。

9. プロポーザルに関する手続き

1) 募集要項等の構成

募集要項等は、下記の書類により構成される。

- ① 募集要項（本書）
- ② 要求水準書
- ③ 様式集
- ④ 優先交渉権者選定基準書

2) 募集要項等の配布

募集要項等は、以下のとおり配布する。なお、配布期間中は本町ホームページでも公表するものとする。

- ① 配布期間 : 平成 30 年 8 月 1 日（水）～8 月 14 日（火）
- ② 配布時間 : 9 時～17 時（ただし、12 時から 13 時除く）
- ③ 配布場所 : 11 に示す連絡先

3) 参加資格審査

(1) 募集要項に関する質問

- ① 受付期間 : 平成 30 年 8 月 1 日（水）～8 月 15 日（水）
- ② 受付時間 : 9 時～17 時
- ③ 送付先 : 11 に示す連絡先
- ④ 質疑方法 : 所定の様式に質問内容を簡潔にまとめて記載したものを電子メールにより提出し、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。
- ⑤ 様式 : 【様式第 1 号】質疑書

(2) 募集要項等に関する質問に対する回答

- ① 回答日 : 平成 30 年 8 月 28 日（火）

- ② 回答方法 : 質問を行った全ての者の質問に対する回答を、回答日までに本町ホームページにおいて公開する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(3) 参加資格審査申請書の提出

- ① 受付期間 : 平成 30 年 8 月 29 日 (水) ~ 9 月 14 日 (金)
② 受付時間 : 9 時~17 時 (ただし、持参の場合は 12 時から 13 時除く)
③ 送付先 : 11 に示す連絡先
④ 提出方法 : 持参または郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る)
⑤ 様式 : 参加資格審査申請は、次に示すとおり正本 1 部を提出すること。

【様式第 2 号】参加資格審査申請書

【様式第 3 号】応募者等の構成

【様式第 4 号】委任状

【様式第 5 号①~③】参加資格の確認

【様式第 6 号】誓約書

(4) 参加資格審査結果の通知

- ① 通知日 : 平成 30 年 10 月 10 日 (水)
② 通知方法 : 全応募者に対して書面により結果を通知する。

なお、第 2 次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 5 日間 (その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日等」という。) がある場合においては、当該休日等を除く)。に限り、書面 (様式は任意のものとする。) により、その理由について本町に説明を求めることができる。

4) 企画提案書の提出

- ① 受付期間 : 平成 30 年 10 月 22 日 (月) ~ 11 月 2 日 (金)
② 受付時間 : 9 時~17 時 (ただし、持参の場合は、12 時から 13 時除く)
③ 送付先 : 11 に示す連絡先
④ 提出方法 : 持参または郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る)
⑤ 様式 : 企画提案書は、次に示すとおり正本 1 部、副本 10 部を提出すること。なお、副本においては、企業名やロゴマーク等、応募者を特定できる表現は行わないものとする。

【様式第 7 号①~⑧】企画提案書

【様式第 8 号】年間運転計画表

【様式第 9 号】年間分析測定計画表

【様式第 10 号】年度別用設計画表・用役費年度別内訳明細書

【様式第 11 号】年度別点検・修繕計画表

【様式第 12 号①②】基幹的設備改良工事費年度別内訳明細書

【様式第 13 号】運転・分析測定費年度別内訳明細書

【様式第 14 号】点検・修繕費年度別内訳明細書

5) 提案書・参考見積書の審査

(1) 形式審査

- ① 審査内容 : 提出された企画提案書等について、本町は、提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと、また、応募者が提案書において提案した内容が要求水準を満たしていることを確認する。

(2) 技術審査（ヒアリング）

形式審査の結果最終審査の対象となった参加資格者（以下「最終審査対象者」という。）に対して、ヒアリングを実施する。なお、実施する時間・場所等は、対象者に対し事前に別途通知を行う。

- ① 実施日 : 平成 30 年 11 月中旬

(3) 総合評価

- ① 審査期間 : 平成 30 年 11 月中

- ② 審査方法 : 技術審査（ヒアリング）を踏まえて、企画提案書・見積書に対して、優先交渉権者選定基準書に基づき評価する。技術評価点と価格評価点を算出し、総合評価点の最も高い事業者を優先交渉権者とする。

(4) 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

- ① 決定・公表日 : 平成 30 年 12 月 3 日（月）

- ② 通知方法 : 最終審査対象者の全てに対して書面により結果を通知するとともに、審査結果を本町ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

6) 契約協議

本町と優先交渉権者は、契約の締結のために契約詳細の協議を行うものとする。なお、これは募集要項等に示す基本的事項の詳細について詰め、契約書を作成するための行為であり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は原則行わない。

- ① 協議日 : 平成 30 年 12 月下旬

7) 契約の締結

議会の議決後、本町と優先交渉権者とが忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業に係る契約を締結する。これをもって、優先交渉権者を受注者とする。

① 契約締結日 : 平成 31 年 1 月下旬

8) 参加の辞退

応募者、参加資格者、最終審査対象者は、参加を随時辞退することができる。参加を辞退する場合は、次のとおり手続きを行うものとする。

- ① 受付期間 : 辞退決定後すぐ
- ② 受付時間 : 9 時～17 時 (ただし、持参の場合 12 時から 13 時を除く)
- ③ 送付先 : 11 に示す連絡先
- ④ 提出方法 : 持参または郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る)
- ⑤ 様式 : 【様式第 15 号】 辞退届

9) 契約の締結を行わない場合

優先交渉権者が契約の締結を行わない場合は、最終審査対象者のうち総合評価における得点の高い企業から順に契約詳細の詰めを行い、受注者を決定することができる。

10. 事業実施に関する事項

1) 本町による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング内容

本町は、受注者の事業実施状況の把握を目的として、本町の承諾を得た各業務に関する計画書等をもとに、定期的又は随時に書面及び現地調査等によりモニタリングを行う。

- ① 基幹改良工事時のモニタリング
- ② 定期モニタリング
- ③ 常時モニタリング

(2) 改善勧告

本町は、モニタリング等を踏まえ、次のような事項が発生した場合、受注者に対して改善勧告を行い、改善策の提出、実施を求めることができるものとする。

- ① 契約内容を満たしていない場合
- ② その他

11. 連絡先

- 【担当部署】 忠岡町役場 住民部 生活環境課
- 【住所】 〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号
- 【電話】 0725 - 22 - 1122 (代表)
- 【F A X】 0725 - 22 - 1128
- 【U R L】 <http://www.town.tadaoka.osaka.jp/>
- 【電子メール】 choukihoukatsu@town-tadaoka.jp